

#### (4) 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請について

##### ① 相談支援体制の充実

障害者がサービスを選択できるために、障害者が身近なところでサービス選択のために適切な相談、情報提供を受けられるような体制を充実していくことが必要である。

市町村は障害者に対する情報提供や相談・指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービスや指定事業者の選択のための相談支援を、支給申請の受付・審査やサービス利用に係るあっせん・調整、要請と関連づけながら行うことが必要である。

また、市町村の相談業務と併せ、相談支援事業者をはじめ多様な主体が相談業務の担い手となることが期待される場所であり、市町村としてもこれらの機関等の活動の連携・調整を図り、地域における相談支援体制の充実に努めることが必要である。

##### ② サービス利用に係るあっせん・調整、要請

市町村は、障害者の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整、要請を行うこととされており、市町村の窓口においては、こうしたあっせん・調整、要請が指定事業者の情報提供とあいまって行われることが必要である。

都道府県は、市町村が行うあっせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整等を行うことが必要である。

なお、施設サービスの利用にあっては必要に応じて、施設が入所者を選別することなく施設サービスの利用が円滑に行われるよう、公的な調整システムの構築が重要である。

### 3 事業者・施設指定基準に関すること

#### (1) 指定基準の性格

指定基準は、支援費制度において対象となるサービス提供主体の範囲を特定するものである。

また、指定基準は、支援費の対象となるサービスについて一定のサービスの質を確保するとともに、サービス提供主体としての遵守事項を規定することにより、利用契約制度の円滑な運営を確保する観点から設けられるものである。

## (2) 指定基準の主な内容

### ① 人員に関する基準について

基本的には、現行の最低基準等を基に、必要な検討を加え、各施設及び事業ごとに入所者の支援に直接従事する職員の員数等について規定した。

その際、重度障害者への適切な対応を図るため、必要な従業者の配置を求めることとしているが、その具体的な指針については今後示すこととしている。

なお、これまでの重度身体障害者更生援護施設及び重度身体障害者授産施設の施設類型については廃止したところである。

### ② 設備に関する基準について

基本的には、現行の最低基準等を基に必要な検討を加え、各施設及び事業ごとに入所者の支援に直接必要な設備・備品等について規定した。

特に、重度の入所者への配慮や生活環境の向上等の観点から、居室面積の拡大や廊下幅の拡幅を図ったところである。(既存施設については一定の経過措置を設けている。)

### ③ 運営に関する基準について

運営に関する基準については、利用者と事業者の関係及び事業者と市町村・都道府県との関係で支援費制度において必要となる事項について規定した。

具体的には、利用者へのサービス提供にあたって事業者が書面を交付して説明すべき事項、利用者の受給資格等の確認及び正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないこととする規定(応諾義務)、支援費支給申請に係る援助、守秘義務、苦情解決等の事項を置くこととした。

### ④ 基準該当居宅支援に係る人員・設備等

多様な事業主体の参入を促し、地域においてきめ細やかなサービスを提供できるよう、サービスの質の確保に留意しつつ、指定居宅支援事業者が満たすべき人員、設備及び運営に関する基準の緩和を図ることとし、法人格がない場合であっても、基準該当居宅支援の対象とすることとした。

## (3) 契約に当たっての基本的な考え方

支援費制度においては、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要がある。

何らかの支援があれば本人の意思を確認できる知的障害者については、本人の意思により本人が契約できるよう、福祉サービス利用援助事業を活用すること等により、本人に対する必要な支援が行われることが重要である。

また、契約の締結にあたって成年後見制度の利用が必要となる場合があることから、国として、成年後見制度の利用の支援策についての措置を講じたところである。(平成14年度予算において成年後見制度利用支援事業の対象者に知的障害者を加えた。)

#### 4 厚生労働大臣が定める支援費基準について

支援費は、支給決定障害者が指定施設・事業所からサービスの提供を受けた場合に、そのサービスの対価として市町村から当該支給決定障害者に対して支給されるものであり、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において、市町村長が定めることとされている。

##### (1) 支援費基準の基本的な考え方

- ① 各居宅生活支援及び各施設訓練等支援ごとに、当該サービスに通常要する費用を適切に評価した基準とすること。
- ② 障害者の地域生活の推進を評価するような基準とすること。
- ③ 施設訓練等支援費は、重度障害者や重複障害者が適切にサービスを利用できるよう、障害程度区分に応じて格差を設けた基準とすること。
- ④ 居宅生活支援費のうち、デイサービス、短期入所及び知的障害者地域生活援助に係る支援費基準についても、障害の程度を考慮した基準とすること。
- ⑤ 居宅生活支援及び施設訓練等支援を担う事業主体において、安定的かつ効率的に事業運営が行えるような基準とすること。
- ⑥ 同一のサービスであれば、設置主体にかかわらず、同一の支援費基準とすること。
- ⑦ 居宅生活支援及び施設訓練等支援に必要な人件費等の水準が同じような地域ごとの基準とすること。
- ⑧ 利用者や事業者などにわかりやすく、簡素で合理的な基準とすること。
- ⑨ 現行の措置制度からの円滑な移行に十分配慮した基準とすること。

## 基準額(案)

※ 今回お示しする仮単価は、今年度の人事院勧告(△2.03%等)等を考慮していないものであり、今後の予算編成過程において、変動することが見込まれるものである。

### (1) 施設訓練等支援費(例)(1月につき)

	区分A	区分B	区分C
身体障害者更生施設 (内部更生を除く。)	258,400円	221,800円	186,700円
身体障害者更生施設 (内部更生に限る。)	270,900円	234,400円	199,300円
身体障害者療護施設	393,200円	373,500円	353,800円
身体障害者入所授産施設	215,800円	194,500円	168,900円
身体障害者通所授産施設	129,600円	124,200円	118,500円
上記の他、以下の加算を設定 入所時特別支援加算 退所時特別支援加算 常勤医師加算(更生、療護) ALS等支援加算(療護) a 遷延性意識障害者加算 b 筋萎縮性側索硬化症者等加算 c 神経内科医加算 d 看護師加算			

	区分A	区分B	区分C
知的障害者入所更生施設	301,700円	281,100円	250,300円
知的障害者通所更生施設	151,100円	145,800円	140,400円
知的障害者入所授産施設	270,500円	260,200円	250,000円
知的障害者通所授産施設	162,000円	156,700円	151,300円
知的障害者通勤寮	107,600円	100,600円	93,600円
心身障害者福祉協会が設置 する福祉施設	267,400円	241,500円	215,700円
上記の他、以下の加算を設定 入所時特別支援加算 退所時特別支援加算 強度行動障害支援加算(入所更生) 自活訓練支援加算(入所更生、入所授産)			

※ 上記単価は標準規模単価(定員41人~90人(通所施設は21人~60人))。その他に小規模(30人~40人(通所施設は20人))、大規模(91人以上(通所施設は61人以上))を設定。

(2) 居宅生活支援費(例)

① 居宅介護支援費

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
身体介護	2,110円	4,030円	5,870円	2,200円
家事援助		1,530円	2,230円	840円
移動介護	※1	※1	※1	※1
日常生活支援 ※2			2,630円	990円

※1 移動介護は身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。

※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援のみ。

※3 介護報酬の動向により変動することがあり得る。

② デイサービス支援費

		区分1	区分2	区分3	加算
身体障害者 デイサービス 支援費	4時間未満	2,860円	2,610円	2,350円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき400円 送迎サービス加算 片道につき560円
	4時間以上	5,730円	5,210円	4,690円	
知的障害者 デイサービス 支援費	4時間未満	2,240円	1,940円	1,640円	
	4時間以上	4,490円	3,880円	3,270円	
児童デイサービス 支援費	4時間未満	1,910円			送迎サービス加算 片道につき560円
	4時間以上	3,810円			

③ 短期入所支援費

	区分1	区分2	区分3	遷延性意識 障害(児)者	重症心身 障害(児)者
身体障害者短期 入所支援費	7,990円	7,190円	6,840円	14,540円	——
知的障害者(児童) 短期入所支援費	7,930円	7,190円	4,530円	14,540円	21,110円
送迎サービス加算 片道につき1,860円					

※ 遷延性意識障害(児)者及び重症心身障害(児)者の単価は医療機関を利用した場合

④ 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

	区分1	区分2
知的障害者地域生活援助支援費	134,740円	67,370円

## 5 厚生労働大臣が定める利用者負担基準について

利用者負担額は、身体障害者(知的障害者、障害児)又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準によることとされており、具体的には負担能力に応じてまず利用者本人が負担することとし、その負担額が利用者本人に係る支援費基準により算定した額に満たない場合は、その不足分について負担能力に応じて主たる扶養義務者からの負担を求めることとしている。

利用者負担基準の具体的な決定については、平成15年度の予算編成過程において行われるものであるが、現段階で考えられる基準(案)は次のとおりである。

### (1) 主たる扶養義務者について

#### ・利用者が20歳以上の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者及び子のうち最多納税者

#### ・利用者が20歳未満の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者、父母及び子のうち最多納税者

※ 現行の知的障害者施設費用徴収における扶養義務者の範囲は、同一世帯に属して生計を一つにしている直系血族、配偶者及び兄弟姉妹等のすべての者とされている。

### (2) 負担能力の判定方法について

#### ・施設訓練等支援の利用者本人分

利用者本人の前年の収入から必要経費を控除した額に基づき判定。

#### ・居宅生活支援の利用者本人分

利用者本人の前年の所得税額等に基づき判定。

#### ・施設訓練等支援・居宅生活支援の扶養義務者分

主たる扶養義務者の前年の所得税額等に基づき判定。

#### ・障害児に係る居宅生活支援

障害児及び主たる扶養義務者の前年の所得税額等の合算額に基づき判定。

### (3) 利用者負担額の設定について

#### ア 施設訓練等支援費

- ・ 階層区分及び負担基準月額については、現行の費用徴収制度と同様とする。
- ・ 暫定措置としての負担基準月額の上限については、平成8年度以降据え置いていることから、その間の施設における生活費のアップ率を考慮して所要の改定を図る。

なお、指定知的障害者通所寮については、更生施設、授産施設の通所者と同額とする

#### イ 居宅生活支援費

- ・ 階層区分は、施設の扶養義務者の階層区分と同様。
- ・ 居宅介護を利用する場合30分当たり、デイサービス及び短期入所を利用する場合1日当たりの単位ごとに負担能力に応じた負担額を設定する。

なお、その際、利用者負担額がその支給量に応じて著しく増大しないよう、負担能力に応じた階層区分ごとに、居宅生活支援の利用者負担総額について、本人及び扶養義務者それぞれに施設の通所者に係る扶養義務者分の負担基準月額と同額の上限を設定する。

具体的な基準額表については、以下のとおり。

① 施設訓練等支援費の利用者本人分（案）

別表 1

対象収入等による階層区分		負担基準月額	
		入所者	通所者
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）	0円	0円
（1階層を除き対象収入額区分が次の額である者）			
2	0円 ～ 270,000円	0	0
3	270,001 ～ 280,000	1,000	500
4	280,001 ～ 300,000	1,800	900
5	300,001 ～ 320,000	3,400	1,700
6	320,001 ～ 340,000	4,700	2,300
7	340,001 ～ 360,000	5,800	2,900
8	360,001 ～ 380,000	7,500	3,700
9	380,001 ～ 400,000	9,100	4,500
10	400,001 ～ 420,000	10,800	5,400
11	420,001 ～ 440,000	12,500	6,200
12	440,001 ～ 460,000	14,100	7,000
13	460,001 ～ 480,000	15,800	7,900
14	480,001 ～ 500,000	17,500	8,700
15	500,001 ～ 520,000	19,100	9,500
16	520,001 ～ 540,000	20,800	10,400
17	540,001 ～ 560,000	22,500	11,200
18	560,001 ～ 580,000	24,100	12,000
19	580,001 ～ 600,000	25,800	12,900
20	600,001 ～ 640,000	27,500	13,700
21	640,001 ～ 680,000	30,800	15,400
22	680,001 ～ 720,000	34,100	17,000
23	720,001 ～ 760,000	37,500	18,700
24	760,001 ～ 800,000	39,800	19,900
25	800,001 ～ 840,000	41,800	20,900
26	840,001 ～ 880,000	43,800	21,900
27	880,001 ～ 920,000	45,800	22,900
28	920,001 ～ 960,000	47,800	23,900
29	960,001 ～ 1,000,000	49,800	24,900
30	1,000,001 ～ 1,040,000	51,800	25,900
31	1,040,001 ～ 1,080,000	54,400	27,200
32	1,080,001 ～ 1,120,000	57,100	28,500
33	1,120,001 ～ 1,160,000	59,800	29,900
34	1,160,001 ～ 1,200,000	62,400	31,200
35	1,200,001 ～ 1,260,000	65,100	32,500
36	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100	34,500
37	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100	36,500
38	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100	38,500
39	1,440,001 ～ 1,500,000	81,100	40,500
40	1,500,001円以上	81,100円+(150万円超過額×0.9÷12月) (100円未満切捨て)	40,500円+(150万円超過額×1/2×0.9÷12月) (100円未満切捨て)

備考

上表にかかわらず、暫定措置として、次に掲げる額を負担基準月額の上限とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所者	通所者	入所者	通所者
指定身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
指定知的障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定知的障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定知的障害者通勤寮	16,000円		26,500円	



② 施設訓練等支援費の扶養義務者分（案）

別表 2

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			負担基準月額	
			入 所 者	通 所 者
A	生活保護法による被保護者（単給を含む）		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税		0	0
C 1	A 階 層 及 び B階層を除き 前年分の所得	当該年度分の市町村民税所得割非課税 （均等割のみ課税）	2,200	1,100
C 2	税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	3,300	1,600
D 1	A 階 層 及 び	30,000円以下	4,500	2,200
D 2	B階層を除き	30,001 ～ 80,000円	6,700	3,300
D 3	前年分の所得	80,001 ～ 140,000	9,300	4,600
D 4	税課税の者で	140,001 ～ 280,000	14,500	7,200
D 5	あって、その	280,001 ～ 500,000	20,600	10,300
D 6	税額の年額区	500,001 ～ 800,000	27,100	13,500
D 7	分が次の額で	800,001 ～ 1,160,000	34,300	17,100
D 8	ある者	1,160,001 ～ 1,650,000	42,500	21,200
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	51,400	25,700
D 10		2,260,001 ～ 3,000,000	61,200	30,600
D 11		3,000,001 ～ 3,960,000	71,900	35,900
D 12		3,960,001 ～ 5,030,000	83,300	41,600
D 13		5,030,001 ～ 6,270,000	95,600	47,800
D 14		6,270,001円以上	その月におけるその利用 者に係る支援費基準により 算定した額	その月におけるその利用 者に係る支援費基準によ り算定した額

備考

上表にかかわらず、暫定措置として、次に掲げる額から別表 1 により算定した額を控除した額を負担基準月額の上限とする。

施 設 区 分	入所後 3 年未満の者		入所後 3 年以上の者	
	入所者	通所者	入所者	通所者
指定身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
指定身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
指定知的障害者更生施設	32,000円	16,000円		
指定知的障害者授産施設	32,000円	16,000円		
指定知的障害者通勤寮	16,000円			

③ 居宅生活支援費の利用者本人分（障害児を除く）及び扶養義務者分（案）

税額等による階層区分		上限月額 ※	負担基準額		
			居宅介護 30分当たり	デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり
A	生活保護法による被保護者 (単給を含む)	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税	0	0	0	0
C 1	A階層及びB階層を除き 当該年度分の市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	1,100	50	100	100
C 2	前年分の所得税非課税の者 当該年度分の市町村民税所得割課税	1,600	100	200	200
D 1	A階層及びB階層を除き 30,000円以下	2,200	150	300	300
D 2	30,001～80,000円	3,300	200	400	400
D 3	80,001～140,000	4,600	250	500	600
D 4	140,001～280,000	7,200	300	700	1,000
D 5	280,001～500,000	10,300	400	1,000	1,400
D 6	500,001～800,000	13,500	500	1,300	1,800
D 7	800,001～1,160,000	17,100	600	1,700	2,300
D 8	1,160,001～1,650,000	21,200	800	2,100	2,800
D 9	1,650,001～2,260,000	25,700	1,000	2,500	3,400
D 10	2,260,001～3,000,000	30,600	1,200	3,000	4,100
D 11	3,000,001～3,960,000	35,900	1,400	3,500	4,800
D 12	3,960,001～5,030,000	41,600	1,600	4,000	5,500
D 13	5,030,001～6,270,000	47,800	1,900	4,600	6,400
D 14	6,270,001円以上	その月に おけるそ の利用者 に係る支 援費基準 により算 定した額	その月に おけるそ の利用者 に係る支 援費基準 により算 定した額	その月に おけるそ の利用者 に係る支 援費基準 により算 定した額	その月に おけるそ の利用者 に係る支 援費基準 により算 定した額

※1 上表は、利用者本人分及び扶養義務者分それぞれに適用する。

※2 利用者負担額がその支給量に応じて著しく増大しないよう、負担能力に応じた階層区分ごとに、居宅生活支援の利用者負担総額について、本人及び扶養義務者それぞれに1月当たりの上限を設定する。